

[009_01]法政研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/14650>

出版情報：法政研究. 9 (1), 1938-11. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

雜報

閣開催、學生多數參集

法政學會研究會

第二十四回例會 昭和十三年六月十五日(水)自午後〇時於大會議室

出席者 阿武、今中、宇賀田、河村、菊池、西山、野津、

舟橋、武藤、金田、林田、田村、飛石、船越、相澤

題目

一、鑛業法關係雜話 平田慶吉氏

私法研究會

第十四回例會

昭和十三年五月四日(水)自午後一時於私法研究室

出席者 野津、阿武、菊池、舟橋、金田、田村、石田、宋、大橋、飛石

題目

一、民法と民事訴訟法 阿武京二郎

一、迷信犯に就いて 飛石初次

第十五回例會

昭和十三年五月十八日(水)自午後一時於私法研究室

法政學會總會評議員會其他

昭和十三年五月七日第九回總會及び評議員會開催

(一)評議員會にて、役員左の如く決定

一、評議員會幹事

舟橋教授

二、會計委員

今中教授

三、雜誌主任

野津教授

同副主任

金田助教授

四、研究會主任

大澤教授

五、幹事補助掛

宋助手

六、編輯掛

柳助手

石田助手

七、研究會掛

飛石助手

船越助手

(二)昭和十二年度會計報告承認

昭和十三年二月二十日正午戸矢雅彌君應召に付き送別會開催

昭和十三年五月七日正午新任助手副手歡迎會開催

昭和十三年五月十一日法政學會紹介懇親會を午前十一時於三畏

出席者 阿武、菊池、舟橋、金田、石田、宋、大橋、飛石
 題目及び要旨

一、相續と登記

舟橋 諄 一

相續による物權變動も登記を要するかの問題については、まづ登記を要する事項といふに次の二義あることを明らかにせねばならぬ。すなはち、その一は、いかなる事項を登記せしむるの公示制度の理想乃至政策の問題として望ましいかといふ手續法の問題に對するものであり、その二は、いかなる事項は登記をなすにあらざれば第三者に對抗できぬかといふ對抗力有無の問題に對するものである。例へば死亡による家督相續につき、前の問題として登記を要するも、後の問題としては不要といふことにならう。——かくて、この立場より、死亡相續たる家督相續ならびに遺産相續、および生前相續など各別に説明を試む。詳細は舟橋『不動産登記法』新法學全集三三頁以下殊に三九頁以下參照。

一、川島武宜『請求權競合論に關する一考察』（法協五

二卷一、二、三號）紹介 宋 惠 普

第十六回例會

昭和十三年六月二十九日（水）自午後一時於私法研究室

出席者 菊池、舟橋、金田、大橋、飛石

題目及び要旨

一、親族扶養法沿革

金田平一郎

(一) 我國、親族扶養を、法律を以て規律せるは、既に早く、律令時代に初まり、而して現行法上亦その規定の存すること云ふ迄もない。

こゝに、その沿革概要を述べて見よう。但し、從來の諸研究の紹介要約を出づるところ少ない。

(二) 上代律令法上規定あり、養老戶令鰥寡孤獨の條前段に、鰥寡孤獨貧窮老疾にして自存し得ざる者は、近親之を收養すべしとあるも是である（同上年八十の條參看）。

(三) 中世に於ても、家督は庶子を扶持する義務ありとせられたが、しかしそれは法律上の權利義務關係ではなかつた、家督の扶持はその恩惠的任意的行爲であつたのである（中田博士「法制史論集」第一卷二六四頁以下）。

要するに、中世には、親族扶養の法は存在しなかつたのである。

(四) 近世になると、親族扶養關係が、法律上の權利義務關係として現はれて来る。

しかし、尙ほ少くとも江戸方の原則としては、當主は厄介（家族としての傍系親）を扶助せねばならなかつたが、それは權利義務關係ではなく、厄介は當主を扶養義務者として訴出できることは出来ない、即ちそれは尙ほ倫理的恩義關係であつた（中田博士前掲五九五頁、同博士「増訂徳川時代の文學に見えたる

私法」(二二頁)のであり、法律制規を俟たなかつたのである。

之に對して、少くとも大坂地方に於ては(大津地方同様であつたこと、後出石井氏文に依つて判明)、親族(家族以外の親族その他を含めて)扶養請求の訴(合力出入)を、少くとも徳川中期以降認めて居るのである(金川「判例近世大坂私法一斑」——「中田先生還曆祝賀法制史論集」所收一二八頁以下、此合力なる用語例は、既に中世に見らるゝ如し、「今川かな目録追加」の第三條、中田博士「法制史論集」第一卷二六五頁以下參照)。

尙ほ此合力制度に就いては、その後石井博士が、合力に關する法例に就いて、更に詳細なる考説を發表し(國家學會雜誌五二卷四號所載「古法制雜考」の合力の條)、合力義務者(範圍、順位)、合力權利者、合力の内容(扶、持、方、合力、引、取の二種)、及び訴訟手續等が明瞭になつたのである(法制史研究室藏の「上方筋公事方規矩」中にも、同様の合力規定見ゆるが、そのには、「法曹後鑑」と同じく、石井氏文中に見えない相掣が扶中養親族の中に入つて居る)。

要するに、徳川中葉以降上方地方には、親族扶養即ち合力に關して、可成り詳細にして整頓せる法制が行はれたのである。

(四) 明治以降は如何。

「全國民事慣例類集」(明治文化全集本)二五九頁に、各地方概ね親族互に義務を負ふとあるは、その内容明らかでないが、只美濃地方の親族「相救フノ義務アル者トス」とは扶養關係か。

しかしそれが法律上のものか否かは知らない。

扱て、明治初年扶養關係を内容とせる法例は、八年十一月三十日山形縣令に對する九年一月九日の内務省指令(「法例彙纂」民法、明治九年——一〇頁以下、扶、助、救、助の語を用ふ)を以て、その初めとするものゝ如し(角田幸吉氏「親族法論考」一九頁以下參照)。而して此法例は、扶養親族範圍、扶養内容等に就き、當時、不整備乍ら、或種の制度が行はれたことを知らしめるのである。

大木司法卿の下に、九年六月民法起草に着手、十一年四月迄にその草案の成了を見るに至れりと云ふ(清浦奎吾氏「明治法制史」五八四頁、富井博士「民法原論」第一卷六四頁以下、「法窓夜話」)が、而して十年九月民法編纂委員平田口通照、箕作麟祥兩氏が、大木司法卿に呈出せる「民法草案」(その序文に「今マ數部ヲ活刷シ以テ謄寫ニ代ヘ」)とある、帝國大學新聞昭和十三年十月三十一日號所載「明治十一年民法草案の發見」參照)は、その時の草案であらうが、その中に親族扶養の規定を見出すのである。即ちその人事編第五卷第五章婚姻ヨリ生スル義務の中の一七八條乃至一八四條、及び第六章夫婦ノ權利義務の中の一八五條等がそれである。而してそれは、佛民法のそれ(二〇三條以下)を繼受模倣せるものであること明瞭である。

十三年四月民法編纂局設置、新たに法典編纂に着手、十九年法律取調委員右に代つて編纂の業進捗、二十二、三年の交成文公布せられた(富井氏前掲六五頁以下)が、その人事編(二十

三十年十月公布)中に又、親族扶養(『養料ヲ給スル』)の規定(二六條乃至二九條及び別に二四四條等)が設けられた。

此法典は所謂舊民法であるが、此正文決定前の草案にも扶養の規定が見える。即ち「民法草案人事編理由書」(此書に見える人事編總數五一〇條なること、本書に『明治廿二年六月廿八日受』なる朱書が存すること、又舊民法草案は委員より内閣に提出し、内閣は更に之を元老院の審議に附し二十二年七月その議決を経た——富井氏前掲六六頁以下——こと、又人事編草案は初め大約六百條なりしを五百餘條となし、元老院、樞密院を経過する間に二百餘條削除せられた——磯部四郎氏「民法釋義」人事篇四頁——こと等を照合する時、本書に見える草案は、元老院に於ける審議以前のものであることが判明する)に依つて知られる、その第三章親屬第二節養料ノ義務の二七條乃至三七條がそれである(此草案理由書には、その親族扶養規定が、佛、伊、白各國法を藍本とせる旨の記載がある)。今こゝに、舊民法親族扶養法は、審議最後の段階に於て、草案の十一條を四條に省略したものであることを知るのである。

扱て、舊民法中人事編は、その他の身分法的部分と共に、民俗慣習を參酌する必要上、特に日本人をして起草せしめた(富井氏前掲六六頁、柿崎欣吾、山田正賢兩氏の「日本民法註釋」序言、磯部氏前掲五頁以下等)のであるが、形式編別は兎も角その内容は主として佛(又伊、白等)民法にその範を取れるも

のと見られる(磯部氏前掲五頁以下參看)。而してその扶養法も亦、その例外をなすものではない(舊民法親族扶養規定の註解は、磯部氏前掲一〇六頁以下、熊野敏三、岸本辰雄兩氏の「民法正義」人事編卷之壹上一二二頁以下等々參照)。

此舊民法に就いては、實施斷行延期の論が闢はされた譯であるが、その際の舊民法は倫常を壞亂せり或は壞亂するところなしとの論議に於て、具體的論題數個の中の一つが實に親族扶養の規定であつたのである(各論者の印行せる各種パンフレット等參照)。而して二十五年六月延期法案が議會を通過し、此親族扶養規定當然施行延期となるのである。

二十六年二月十五日法典調査會設置、現行民法起草着手後は今省略するが、現行民法扶養の規定にも、立案に當り、戸令をも參照したと稱すること(「法典調査會議事速記録」、「民法修正案理由書」)、その草案から現行法成文への過程に就いては、増淵俊一氏「現行民法親族編相續編の成立及び解釋と改正の要綱」(法政研究七卷一號二九五頁以下)に詳しきこと、今日の改正要綱にては、扶養の規定をも簡略にせんとする方針であるが(増淵氏前掲等)、二十九年九月に成れる富井博士の「民法總論」中にも、親族法規簡略にすべしの見見を見出すことが出来る(五二頁)と云ふことなど、參考の爲めに紹介して置き度い。尙ほ、以上明治以降に關する所説に引用せる諸書は全部、民法研究室蒐集架藏にかゝるものであること、法律時報六卷五號、

「家族制度全集」史論篇四等又參考の書たること、以上各所に引合に出ず歐州諸國法のことは、原典に就いて調査し確かめた上でのことではなく、日本に於ける當時の記事に従つた丈であることの三事を附説する（金田昭和十三年九月補訂、十一月重訂）。

第十七回例会

昭和十三年九月二十八日（水）自午後一時於私法研究室

出席者 菊池、舟橋、大橋、宋、飛石

題目

一、訴權理論の概説

大橋 福三

新入會員住所録

東京市澁橋區上落合二ノ七〇〇 昭和十一年卒業 樋口 恭彦

朝鮮鎮南浦府碑石里五五 昭和十年卒業 高井 博

福岡市外名島高又木村方 昭和九年卒業 山崎 清

東京市麴町區丸ノ内日本興業銀行内 昭和十年卒業 岡庭 博

大阪市東區備後町三ノ八縮業會館

昭和十二年卒業 竹村 清

滿洲國鞍山市南十四條一三ノ一 昭和十二年卒業 緒方 三郎

福岡縣京都郡豐津村 昭和八年卒業 本多 了證

福岡市今泉町五丁目四七 間部 佐武郎